阪神高速おでかけパス利用約款

2025 年 10 月 9 日制定
2026 年 12 月 22 日改定

（通則）

第１条　本約款は、阪神高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する「阪神高速おでかけパス」（以下「本商品」といいます。）について適用します。

（定義）

第２条　本約款において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

一　ＥＴＣ無線通信　ＥＴＣシステム利用規程第２条に定めるＥＴＣシステムにおける無線通信をいいます。

二　ＥＴＣカード　当社との契約によりクレジットカード会社が発行したＥＴＣクレジットカード並びに東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び当社（以下「６会社」といいます。）が契約に基づき共同で発行したＥＴＣパーソナルカードをいいます。

三　ＥＴＣ車載器　ＥＴＣシステム利用規程第３条に定める、車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機で、ＥＴＣ２．０車載器以外の車載器をいいます。

四　ＥＴＣ２．０車載器　ＥＴＣシステム利用規程第３条に定める、車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機で、ＥＴＣ２．０サービスを利用できる車載器をいいます。

五　セットアップ　ＥＴＣシステム利用規程第３条に定める、ＥＴＣ車載器及びＥＴＣ２．０車載器（以下「ＥＴＣ車載器等」といいます。）を通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

（対象車両）

第３条　本商品の対象車両は、ＥＴＣ無線通信により通行が可能な軽自動車等及び普通車（道路整備特別措置法（昭和３１年法律第７号）第２５条第１項の規定により当社が公告する阪神高速道路の車種区分によります。以下同じ。）であって、第５条第２項の定めによりあらかじめ登録した車種に属する車両とします。

（実施期間）

第４条　本商品の実施期間は、当社ウェブサイトへの掲示等の方法で周知します。なお、実施期間中であっても当社が別途定める除外日は利用できません。

（申込方法等）

第５条　本商品の利用にあたっては、本約款に定める事項を承諾のうえ、当社ウェブサイトにて、利用者氏名、メールアドレス、日本国内の通信事業者が発行した申込者名義の携帯電話番号等の当社が定める事項を登録し、ユーザーＩＤを取得するものとします。また、登録に使用する携帯電話番号は、１つの電話番号につき１つのユーザーID にのみ登録できるものとします。

2　本商品の申込みにあたっては、当社ウェブサイトにて、前項に基づき取得したユーザーID を用いて、申込者名義のＥＴＣカード番号、利用予定日、コース・プラン及び利用車種を事前に登録するものとします。なお、1 枚の ETC カードにつき 1 つのユーザーID にのみ登録可能です。これらの事項が正しく登録されていない場合、本商品の申込みは無効となります。また、本商品のうち観光施設セットプランを申込む場合は、第９条の２第２項に定める施設券等を購入しなければなりません。

3　本商品は利用予定日 1 日あたり、1 枚の ETC カードにつき 1 コースのみ申込みができるものとします。また、同一ユーザーにおいて、複数の ETC カードを使用して同日に同コースを申込むことはできません。

4　本商品の申込みは、当社ウェブサイトにて各利用希望日当日の対象路線通行前まで受け付けます。ただし、第７項に定める定員に達している場合はこの限りではありません。また、天災地変その他の不可抗力が生じた場合、当社が本商品の提供が困難と判断した場合又は社会情勢にそぐわないと判断した場合は、前条に定める実施期間内であっても、申込受付を中止する場合があります。

5　ＥＴＣカードの利用の可否は、ＥＴＣカードを発行するクレジットカード会社又は６会社の定めによりますので、本約款に基づく本商品の申込受付は、登録されたＥＴＣカードによる対象路線の利用を保証するものではありません。

6　レンタカー事業者のレンタルＥＴＣカードでは本商品を利用できません。ただし、レンタカー事業者が申込みを行う場合はこの限りではありません。

7　本商品の定員は、各日・各プランにつき登録内容を当社が確認した順に軽自動車等及び普通車を合計して、表１に掲げるとおりとします。

表１

プラン名	定員
高速道路周遊のみプラン（大阪周遊コース・神戸周遊コースの合計）	５，０００名
観光施設セットプラン（大阪周遊コース・神戸周遊コースの合計）	１，０００名

8　本商品の申込可能回数は、当社ウェブサイトへの掲示等の方法で周知します。

9　本商品の申込みが次の各号のいずれかに該当しない場合は、当該申込みを無効とし、対象路線を走行した場合においても本商品の対象となりません。

一　本商品の利用時に有効なＥＴＣカードを登録していること。

二　全ての登録事項の入力が正しく行われ、入力の内容に誤りが無いこと。

三　申込時に登録されたＥＴＣカードの名義が本商品の申込者と同一であること。

四　観光・レジャー目的の利用であること。

（申込の完了及び変更）

第６条　当社は、前条第４項による本商品の申込みの受付を完了したときは、当該申込者に対して、受付完了を電子メールにより通知するものとし、申込者の受信状態にかかわらず、当該電子メール送信をもって申込みを有効とします。当該電子メールが届いていない場合は、受付が完了していない可能性があるため、申込者は、当社ウェブサイトにおいて申込状況を確認するものとします。

２　本商品の受付完了後に申込内容の変更が必要となった場合は、第１２条に定める解約を行ったうえで、前条第８項に定める申込可能回数の範囲内において、改めて申込みを行うものとします。なお、この場合、前条第８項に定める申込可能回数については、利用しなかったものとして取り扱うものとします。ただし、登録車種のみの変更の場合はこの限りでなく、当社ウェブサイトにおいて車種変更手続きを行うことができるものとします。

（利用範囲）

第７条　受付完了後は、申込みをした利用予定日（利用予定日と申込日が同日の場合は申込受付完了時以降の利用に限ります。以下同じ。）において、阪神高速道路（表２に掲げる区間を除きます。以下同じ。）のうち表３に掲げる申込みを行ったコースの対象路線内の入口、出口及び料金所に限り、回数制限なく通行できるものとします。

表２

路　線	区　間
兵庫県道高速北神戸線	伊川谷ＪＣＴから永井谷ＪＣＴまで ※当該区間のみを通行される場合に限ります。
神戸市道高速道路湾岸線	垂水ＪＣＴから名谷ＪＣＴまで

表３

コース名	対象路線名等
大阪周遊コース	大阪府道高速大阪池田線 大阪府道高速大阪守口線 大阪府道高速大阪東大阪線 大阪府道高速大阪松原線 大阪府道高速大阪堺線 大阪府道高速湾岸線 大阪府道高速大和川線 大阪市道高速道路森小路線 大阪市道高速道路西大阪線 大阪市道高速道路淀川左岸線 兵庫県道高速大阪池田線 兵庫県道高速湾岸線

神戸周遊コース	大阪府道高速大阪池田線（中之島ＪＣＴ以北を除く） 大阪府道高速大阪西宮線 大阪府道高速湾岸線（三宝・三宝ＪＣＴ以北） 大阪府道高速大阪東大阪線 大阪府道高速大阪松原線（三宅ＪＣＴ以東） 大阪府道高速大阪堺線（湊町以東） 大阪府道高速大和川線 大阪市道高速道路淀川左岸線 兵庫県道高速大阪西宮線 兵庫県道高速神戸西宮線 兵庫県道高速湾岸線 神戸市道高速道路２号線 兵庫県道高速北神戸線 神戸市道高速道路北神戸線 神戸市道生田川箕谷線

（利用方法）

第８条

本商品は、実施期間のうち、第６条各項の定めによりあらかじめ登録した利用予定日の０時から24 時前まで（ただし、利用開始日に申込みを行う場合は、 申込受付が完了した時点から 24 時前まで。）（以下「利用期間」といいます。）に行った通行を対象とします。利用期間外に行った通行は、本商品の適用対象外となり、当該通行に係る通行料金のお支払いが別途必要となります。

２　各通行に係る通行日の判定は、その通行に係る入口料金所の通過日時をもって行います。ただし、料金所の無い入口を通行する場合は、当該入口に設置されたＥＴＣフリーフローアンテナの通過日時をもって行います。

３　本商品により、申込みした利用予定日に対象路線を通行する場合は、申込時に登録した車種に属する車両により、入口、出口及び料金所においては、申込時に登録されたＥＴＣカードをＥＴＣ車載器等に挿入し、ＥＴＣレーンをＥＴＣ無線通信により通行するものとします。

４　料金所のＥＴＣレーンが点検等のため利用できない場合には、一般レーン等の料金所係員にＥＴＣ車載器等を搭載している旨を申告のうえ、申込時に登録したＥＴＣカードを手渡すものとします。なお、一般レーン等に自動収受機が設置されている場合は、音声、画面表示の案内に従って、当該ＥＴＣカードを指定の箇所に挿入するものとします。

（料金及び請求）

第９条　本商品は、利用予定日当日においてＥＴＣ車載器のみで利用又はＥＴＣ車載器とＥＴＣ２．０車載器の両者で利用の場合は表４、ＥＴＣ２．０車載器のみで利用の場合は表５に掲げる料金とし、登録車種に応じた料金を請求します。ただし、ＥＴＣカード未挿入等により利用入口又は利用出口が特定できない通行の場合又は本商品の申込んだコースの対象路線外を

含む通行の場合、本商品の対象外となり、当該通行に係る通常料金（他の割引が適用される場合は当該割引適用後の料金をいいます。以下同じ。）を請求します。

表４

登録車種／コース名	軽自動車等	普通車
大阪周遊コース	１，４００円	１，６５０円
神戸周遊コース		

表５

登録車種／コース名	軽自動車等	普通車
大阪周遊コース	１，３３０円	１，５６０円
神戸周遊コース		

２　前項にかかわらず、ＥＴＣ車載器等の料金表示、音声案内及び阪神高速ＥＴＣ利用履歴提供サービスの履歴情報は通常料金になります。また、ＥＴＣ利用照会サービスの場合も、通常料金での表示となりますが、料金の確定時に本商品適用後の料金に変更します。

３　クレジットカード会社又は６会社が発行する請求書には、本商品の対象となる各通行の走行明細は記載されません。また、ＥＴＣ利用照会サービスに記載された本商品の対象となる各通行の走行明細については、料金の確定時に消去します。

４　本商品の料金は、対象路線を通行した後、クレジットカード会社又は６会社より請求（引き落し）します。なお、当社の事務処理上の都合により、請求が翌月以降に遅れる場合があり、申込者はこれを了承するものとします。

（セット販売）

第９条の２　本商品のうち観光施設セットプランの申込受付完了後、当社が別に定める方法によりセット商品を購入する場合、前条第１項に定める本商品の料金から表６に掲げる金額を減じた額で本商品を請求（以下「セット販売価格の適用」といいます。）します。

表６

登録車種	本商品の料金から減ずる額
軽自動車等	１６０円
普通車	２００円

2　セット販売価格の適用を受けるにあたって、申込者は、本商品の利用予定日当日中までに、当社が別に定める専用ウェブサイトにおいて、セット商品を購入するものとします。
3　セット商品を複数購入した場合でも、1回の本商品の利用につきセット販売価格の適用は1回までとします。
4　本商品を第１２条に基づき解約した場合においても、購入済みのセット商品については返品（返金）されません。
5　セット商品の購入にあたっては、各セット商品の発売元が規定する利用規約・プライバシーポリシー等を確認し適用されることに同意のうえ購入するものとします。なお、各セット商品の発売元と申込者の間におけるトラブルについて当社は関知しないことに同意するものとします。
6　天災地変その他の不可抗力によりセット商品の利用に支障が生じた場合でも、本商品は本約款に基づき実施します。

（他の割引等との適用関係）

第１０条　本商品は、他の割引等を重複して適用しません。

（適用対象外及び無効）

第１１条　各通行が次の各号のいずれかに該当する場合は本商品の適用対象外とし、その通行に係る料金は通常料金を請求します。

一　申込時に登録したＥＴＣカード以外のＥＴＣカードを使用したとき。
二　申込時に登録した車種以外の車種で利用したとき。
三　申込時に登録した利用予定日以外の日に通行したとき。
四　申込時に登録したＥＴＣカードで申込者本人以外の者が利用したとき。
五　利用予定日と申込日が同日の場合、当該利用予定日分における申込受付が完了する前に通行したとき。
六　利用入口、出口又はその両方が申込んだコースの対象路線外のとき（阪神高速道路営業規則第6章に定める乗継制度により1回の通行とみなされ、その結果当該一連通行の利用入口、出口又はその両方が申込んだコースの対象路線外となった場合を含みます）。
七　本商品のうち観光施設セットプランの申込受付完了時に一意に付与される申込番号を、セット商品購入時に正しく申告していないとき。
八　本商品のうち観光施設セットプランの利用予定日当日中までにセット商品を購入しなかったとき。ただし、当社の責めに帰する場合は申込者からの申出により、本商品の対象としますが、セット販売価格の適用は行いません。

2　各通行が次の各号のいずれかに該当する場合は、本商品の申込みを無効とし、利用予定日における全ての通行について通常料金を支払うものとします。また、阪神高速道路株式会社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合には、道路整備特別措置法第２６条の規定により、通常料金のほか割増金を支払うものとします。

一　セットアップされたＥＴＣ車載器等を未設置で通行したとき。

二　料金を不法に免れることを目的に申込時に登録した１枚のＥＴＣカードを同時に２台以上の車両に使用したとき。

三　前２号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本商品を利用したとき。

（解約等）

第１２条　本商品の解約は、当社ウェブサイトで手続きすることにより、利用予定日の前日までに申し出るものとします。利用予定日当日の解約は、申込日又は理由の如何にかかわらず受け付けません。

２　前項に基づく解約が行われない場合でも、申込みした利用予定日（利用予定日と申込日が同日の場合は申込受付を完了した時点以降の利用予定日）に、登録済みのＥＴＣカードによる対象路線の通行が確認されなかった場合には、本商品を申込時に遡って解約したものとし、本商品の料金は請求しません。ただし、第５条第８項に定める申込可能回数については、利用したものみなします。

３　申込みした利用予定日に、登録済みのＥＴＣカードで、申込みしたコースの対象路線内を入口及び出口として通行した場合、第９条第１項に規定する本商品の料金を全額請求します。なお、中途解約、払戻し又は一部返金は行いません。実際に通行した通常料金の合計が本商品の料金を下回る場合でも、払戻し又は一部返金は行いません。

４　本商品の受付が完了した場合であっても、天災地変その他の不可抗力が生じた場合、当社が本商品の提供が困難と判断した場合又は社会情勢にそぐわないと判断した場合は、申込者は、本商品の利用を停止する場合があることをあらかじめ承諾するものとします。なお、申込者に損害が発生した場合でも当社は賠償責任を一切負いません。

（アンケートの実施）

第１３条　当社は、本商品等について、申込時に取得した情報を用い、申込者にアンケートへの回答依頼を送付する場合があり、申込者はこれを了承するものとします。ただし、回答を強制するものではありません。

（個人情報の保護）

第１４条　申込者の個人情報は、法令等に基づく開示を求められた場合を除き、本人の同意なしに、第三者に開示・提供することはありません。

２　本商品における個人情報の取扱いについては、当社ウェブサイト「阪神高速道路株式会社の個人情報の保護について」及び別に定める「「阪神高速おでかけパス」の個人情報の取り扱いに関する同意等について」で規定します。

３　本商品の申込者の個人情報は、個人を特定できない形式に加工した統計データ作成のほか、高速道路事業等における商品・サービス・各種イベント・キャンペーン等の案内及び各種情報提供、アンケートの発送等のために利用することがあります。

４　当社は、原則として本人の承諾なく、上記の目的以外に個人情報を利用しません。ただし、個人情報を取り扱う業務の一部又は全部を外部委託することがあります。

５　個人情報の保護のため、当社ウェブサイトに事前登録した個人情報は、登録した年度を含む２年度にわたり本商品等当社ウェブサイトで申込を受け付ける商品の申込がなかった場合、予

告なく削除する場合があります。この場合、新たに本商品等当社ウェブサイトで申込を受け付ける商品への申込を希望する場合、改めて事前登録する必要があります。

（免責事項）

第１５条　当社は、次の各号のいずれかに該当することにより本商品の申込者が被った被害について、一切の責任を負いません。

一　当社の責めに帰することができない登録事項の誤りにより、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。

二　天災地変その他の不可抗力による通信上の障害若しくは事故又は当社ウェブサイトの運営の中断若しくは中止により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。

三　当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本商品の申込者の個人情報が漏えいし、改ざんされ、又は窃取されたとき。

四　通行止め、通行規制又は渋滞により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。

五　当社が本商品の提供が困難又は社会情勢にそぐわないと判断し、本商品の利用を停止したとき。

六　本商品の利用中、入口、出口又はその両方が通行止めにより、当該通行が本商品の対象外となり通常料金が請求されたとき。

（約款の変更）

第１６条　当社は、申込者の利益に適合する場合又は変更に係る事情に照らして当該変更が合理的な範囲において、申込者の事前の承諾を得ることなくいつでも本約款を変更することができるものとします。変更後の本約款は、当社が別途定める場合を除き、当社ウェブサイトに掲示した時点から効力を生じるものとします。

２　当社は、前項の変更を行った場合、変更内容を当社ウェブサイトへの掲示等の方法で周知します。

３　当社は、前項の変更によって申込者が被った損害について、一切の責任を負いません。